

第1章 第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「愛知県高齢者福祉保健医療計画」は、本県や市町村における総合的な高齢者の福祉・保健・医療の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法第20条の9に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第118条に規定する「介護保険事業支援計画」を一体として策定しています。（第3期計画までは、老人保健法第46条の19及び老人福祉法第20条の9に規定する「老人保健福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体として策定していました。）

また、第8期計画からは、計画の一部（本計画の総論第3章及び各論第3章）を認知症施策推進条例（2018年愛知県条例第54号）に基づく認知症施策の推進を図るための計画として位置付けます。

第1期計画は、介護保険制度の導入（2000年度）に合わせて2000年3月に策定し、この計画の中では、2000年度から2004年度までの本県における保健福祉サービスの目標量及び提供体制のあり方等を明らかにしました。

第2期計画は、計画策定後3年ごとに見直すこととしている介護保険法等の規定により2003年3月に策定し、この計画の中では、第1期計画の進捗状況等の評価を行い、それを踏まえて、2003年度から2007年度までの本県における保健福祉サービスの目標量等の見直しを行いました。

第3期計画は、2005年に介護保険法の改正が行われたことにより、「予防重視型システムへの転換」や「地域密着型サービスの創設」など、従来に比べ介護予防と地域サービスが重視されたことを踏まえ、項目の整理、追加を行ったうえで、2006年3月に策定し、2006年度から2008年度までの本県における保健福祉サービスの目標量等を明らかにしました。

第4期計画は、2009年3月に策定し、2009年度から2011年度までの本県における保健福祉サービスの目標量等を明らかにしました。

また、この計画では、療養病床の再編成の受け皿づくりを含め、地域ケア体制の整備に向けての考え方を示しました。

第5期計画では、2012年度から2014年度までの本県における保健福祉サービスの目標量等を明らかにするとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた具体的な取組を示しました。

また、第4期計画までは「高齢者保健福祉計画」としておりましたが、上位計画である「あいち健康福祉ビジョン」に合わせ、第5期計画では「高齢者健康福祉計画」と名称を変更しました。

第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた対応を進めるために、第5期計画に引き続き「地域包括ケア」の実現に向け、2015年度から2017年度までの保健福祉サービスの目標量等を明らかにしました。

第7期計画では、第6期計画に引き続き「地域包括ケアシステム」の構築に向け、2018年度から2020年度までの保健福祉サービスの目標量等を明らかにしました。

第8期計画では、「地域包括ケアシステム」が地域共生社会の基盤となることを目指し、現役世代が急減する2040年までの中長期的な人口構造の変化を見通した2021年度から2023年度までの福祉保健医療サービスの目標量等を明らかにしました。

また、本計画の名称は上位計画である「あいち福祉保健医療ビジョン」の名称変更に合わせて、「高齢者福祉保健医療計画」と変更しました。

2 計画の性格と期間

この計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく法定計画として、市町村が策定する「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」における各種サービスの目標量等を参酌しつつ、広域的な調整を行ったうえ策定したものであり、本県の高齢者福祉保健医療施策を進めるに当たっての総合的かつ具体的な指針となるものです。

なお、計画は、本県の福祉・保健・医療分野全体の方向性や各分野の個別計画の上位計画として横断的・重点的な取組の方向性を示す「あいち福祉保健医療ビジョン2026」（2021年3月策定）を踏まえ、高齢者の分野について具体的な取組を示すほか、本県が2019年7月に「SDGs未来都市」として選定されたことを踏まえ、SDGsの理念を反映させています。

この計画の期間は、2021年度から2023年度までの3年間です。

3 計画の策定体制等

この計画を策定するため、福祉・保健・医療の各界代表、保険者代表、被保険者代表、学識経験者等18名を委員とする「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

この計画の推進に当たっては、毎年度、その進捗状況を的確に把握し、計画の適切な評価や進行管理に努めます。

この計画の施策・事業の範囲は、高齢者の福祉・保健・医療を推進するため、国、県、市町村、ボランティア、NPO（非営利団体）、民間諸団体が本県において実施している施策・事業とします。

なお、この計画は、指定都市である名古屋市、中核市である豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市（2021年4月1日～）における施策・事業についても含んでいます。

4 計画の基本理念と基本目標

この計画の策定に当たっての基本的な理念を次のとおりとします。

また、この理念を具体的な施策として展開するため、基本目標を定めます。

(1) 基本理念

社会状況が大きく変化していく中であって、介護・医療など高齢者の生活に必要な支援を確保し、高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域において、人としての尊厳を持って生き生きとした生活をしていくことのできる社会を築いていくことが求められています。そのため、この計画では、

「高齢者の自立と自己実現を地域で支える福祉保健医療」

を基本理念として掲げ、人と人とのつながり・支え合いにより、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」に向け、施策を展開していきます。

自立と自己実現について

「自立」とは、経済的自立や身辺的自立、あるいは、保護を受けないこと、援助を必要としないことと解釈されてきましたが、この計画では、「多様な福祉サービスを積極的に活用しながら、自らの持つ可能性を高めていく」ことと捉えています。

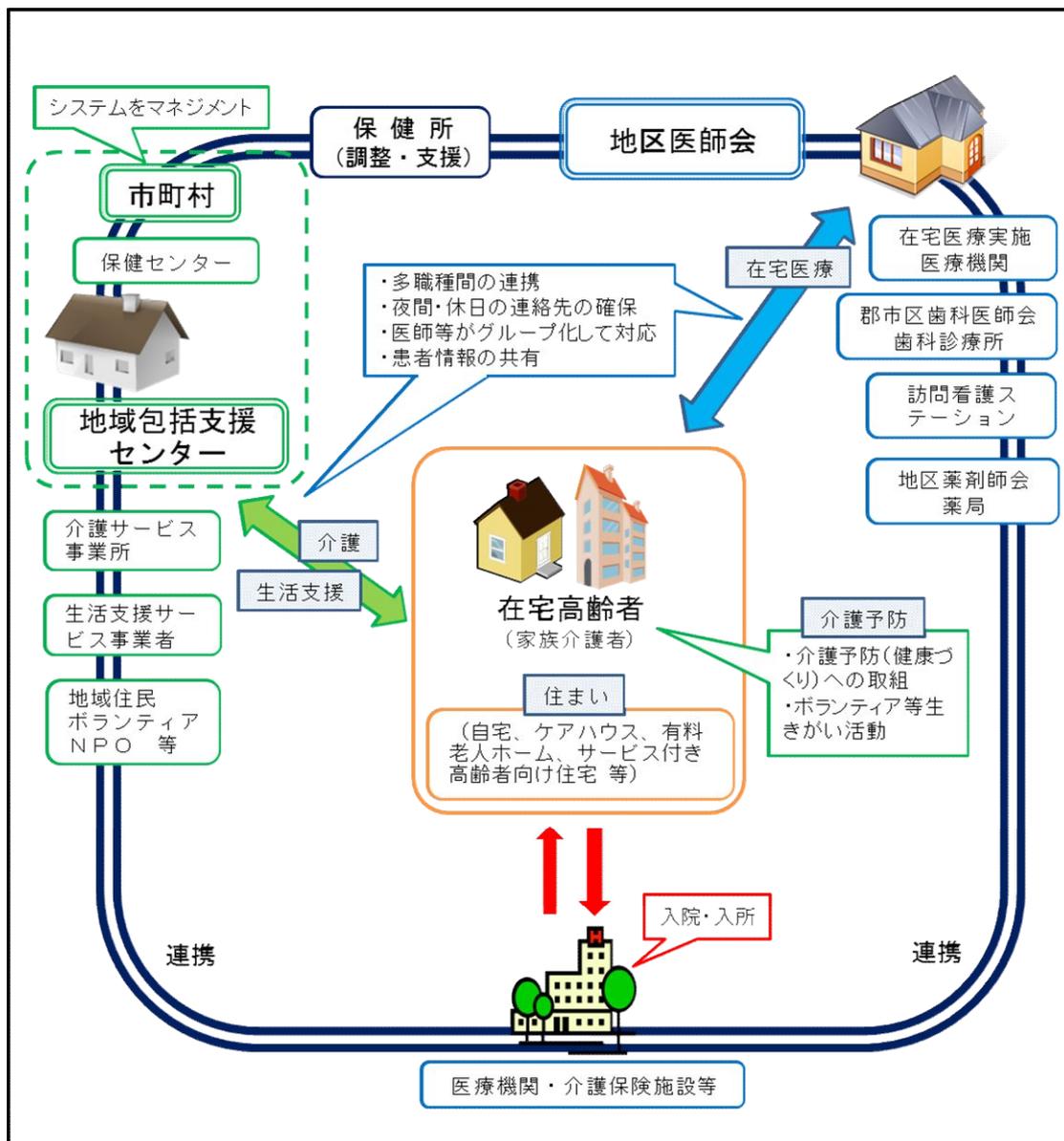
また、「自立」からさらに、すべての人が自らの持つ素質や能力を生かし、自分や自分の行動が社会的に認められるなど、人それぞれに様々な形での「自己実現」を目指します。

(2) 基本目標

望ましい高齢者の福祉保健医療の実現のため、次の8項目を基本目標に掲げ、介護、医療、予防、生活支援サービス、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進めます。

- 《1》 介護保険サービスの充実
- 《2》 在宅医療の提供体制の整備
- 《3》 認知症施策の推進
- 《4》 介護予防と生きがい対策の推進
- 《5》 生活支援の推進
- 《6》 高齢者の生活環境の整備
- 《7》 人材の確保と資質の向上・業務の効率化と質の向上
- 《8》 災害や感染症対策に係る体制整備

【地域包括ケアシステムのイメージ】



《1》介護保険サービスの充実

- 必要な介護保険サービスが、「だれでも、いつでも、どこでも、」適切に利用できるようにするため、必要な基盤整備を推進し、サービスの量と質を確保していきます。
- 高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活ができるようにするため、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとする地域密着型サービスの基盤整備を促進していきます。
- 要介護度にかかわらず、可能な限り在宅で自立した日常生活が営めるよう、居宅サービスを重視す

るとともに、在宅での生活が困難となり施設サービスが真に必要な人が、必要な時に利用ができるよう、地域ごとのニーズに応じた計画的な施設整備を進めます。

《2》在宅医療の提供体制の整備

- 高齢者が住み慣れた自宅や地域で療養ができるようにするため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の医療関係職種と介護支援専門員・地域包括支援センター職員等の介護関係職種との多職種協働による在宅医療提供体制が市町村で整備されるよう支援していきます。
- 医療と介護が切れ目なく一体的に提供されるよう、医療・介護の体制整備に係る協議の場を通じて愛知県地域保健医療計画とも整合させつつ、市町村が実施する在宅医療・介護連携体制の構築を支援していきます。

《3》認知症施策の推進

- 認知症の人ができるかぎり住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らしていけるよう、認知症に理解の深いまちづくりに向けて、認知症の人本人が自身の体験談や希望について自らの言葉で語っていただく本人発信支援を始め、認知症の人の意思決定支援、地域人材の活用、企業連携、若年性認知症の人への支援、災害時等における支援などを進めていきます。
- 国立長寿医療研究センターを中核として、あいち健康プラザや大学・企業との連携による共同研究を推進し、早期診断、早期介入、介護・ケア技術の開発を進めていきます。

《4》介護予防と生きがい対策の推進

- 高齢者が、健康で生き生きとした生活ができるようにするため、高齢者の生活機能の状態に応じた健康づくりや市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険による予防給付の提供により、切れ目のない介護予防サービスを提供していきます。
- 市町村が実施する高齢者の自立支援や重度化防止の取組が適切に進むよう支援していきます。
- 少子高齢化が急速に進行し労働力人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、意欲と能力のある高齢者がその知識と経験を活かして活躍することができるよう、高齢者の就業を促進していきます。
- 高齢者が心の豊かさや生きがいを持った生活ができるようにするため、多様な学習機会の提供を図

るとともに、高齢者の見守りなど地域活動の担い手として社会参加ができるよう支援していきます。

《5》生活支援の推進

- 高齢者世帯が安心して生活することができるようにするため、新聞販売店や電気、ガスなどのライフライン事業者などと連携した市町村の高齢者見守り・生活支援ネットワークづくりを支援していきます。
- 高齢者の地域での生活を支えるため、市町村、NPO、ボランティアなどの多様な実施主体により様々な生活支援サービスが提供されるよう市町村の取組を支援していきます。
- 家族介護者の負担軽減を図るため、地域の実情に応じて市町村が実施する家族介護教室や介護者相互の交流会などを支援するとともに、家族介護者からの相談に応じる地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。
- 高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待の防止や早期発見、高齢者の養護者に対する支援等が適切かつ円滑に運営されるよう、相談や支援に従事する人材の育成を図るなど、市町村の取組を支援していきます。

《6》高齢者の生活環境の整備

- 高齢者の生活に適した住まいを供給するため、生活支援サービスが付いている有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジングなどの高齢者向け住宅の整備を進めていきます。
- 高齢者が安全・安心に生活し、社会参加ができるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通機関の一体的・連続的なバリアフリー化を促進するとともに、交通安全対策、消費者被害対策を推進します。

《7》人材の確保と資質の向上・業務の効率化と質の向上

- 高齢者の福祉・保健・医療を支えるために必要となる人材の計画的な確保に努めるとともに、資質の向上を図ります。
- 介護職員の身体的・精神的負担を軽減する一方で、ケアの質を確保しながら必要な介護サービスの提供が行えるよう、効率的な業務運営を行うための取組を進めます。

《8》災害や感染症対策に係る体制整備

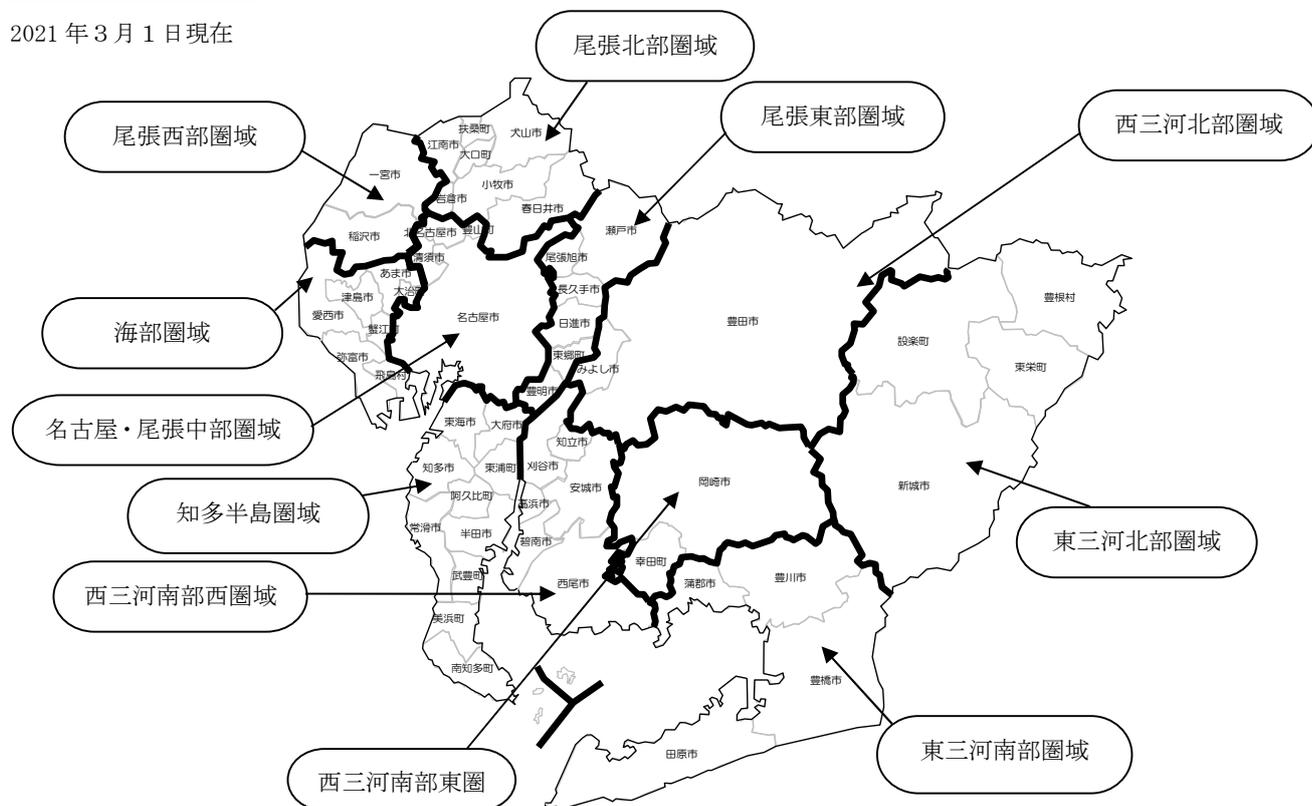
- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症の発生時においても必要なサービスが提供されるよう、日頃からの備えや発生時の体制整備を進めます。

5 老人福祉圏域の設定

- 福祉の推進に当たっては、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体である市町村が主体となって、“だれもが、いつでも、身近なところで”必要なサービスを受けられるようにするため、地域の実情に応じた施策の展開や必要とされるサービス基盤の計画的な整備、確保を進めていきます。
- 市町村だけでは解決できないニーズや、より広域で対応することが効果的なニーズに対しては、介護保険法第 118 条第 2 項第 1 号の規定により設定する老人福祉圏域を基に、市町村相互の連携、関係団体との協力のもとで適切に対応していきます。
- 老人福祉圏域は、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏と同様に、次の 11 圏域とします。

老人福祉圏域

2021 年 3 月 1 日現在



◆ 愛知県老人福祉圏域

圏 域	市 町 村 名
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

6 日常生活圏域

- 日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号の規定により「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義されています。
- 地域密着型サービス（各論第1章参照）の量の見込み等については、日常生活圏域ごとに設定することとなり、老人福祉圏域別の日常生活圏域数は次のとおりとなっています。

(2021年4月1日(予定))

圏 域	日常生活圏域数	圏 域	日常生活圏域数
名古屋・尾張中部	25	西三河北部	12
海 部	13	西三河南部東	11
尾張東部	16	西三河南部西	25
尾張西部	12	東三河北部	9
尾張北部	30	東三河南部	33
知多半島	29	県 全 体	215

7 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

- SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、全ての国の全ての人がそれぞれの立場から目標達成のために行動することが求められています。
- そしてこの目標は2030年の達成を目指し、世界が直面する課題を示す貧困や教育等の社会面の課題、エネルギーや働き方の改善等の経済面の課題、気候変動等の環境面の課題と3つの側面からとらえられる17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されています。
- 本県は2019年7月、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されたことを受けて「SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの理念に沿った取組を推進しています。
- 本計画を推進するにあたっては、次の表に示すゴールを目指し、すべての人が生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会の実現のため、SDGsの理念を意識しながら具体的施策に取り組みます。

SDGsのゴール (抜粋)	ゴールに資する本計画の基本目標
	第1章 介護保険サービスの充実 第2章 在宅医療の提供体制の整備 第3章 認知症施策の推進 第4章 介護予防と生きがい対策の推進 第5章 生活支援の推進 第8章 災害や感染症対策に係る体制整備
	第7章 人材の確保と資質の向上・業務の効率化と質の向上
	第6章 高齢者の生活環境の整備